

# 停留場外壁シーリング更新工事

## 仕 様 書

### (総則)

本工事は、本仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。また、下記に示す図書、基準、法・規則についても十分に内容を把握して施工すること。

1. 「公共建築工事標準仕様書」国土交通省大臣官房営繕部監修
2. 「建築工事標準詳細図」国土交通省大臣官房営繕部建築課監修
3. 「工事写真の撮り方」(建築編) 建設大臣官房官庁営繕部監修
4. 「日本工業規格」JIS
5. 「建築工事標準仕様書・同解説」日本建築学会制定
6. 千葉県都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程  
(線路閉鎖取扱規程、災害対策基準、構造基準)
7. 騒音規制法
8. 振動規制法
9. 労働安全衛生法

※ 適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

### (工事範囲)

この工事の施工範囲は別添図とする。

### (施工計画書)

この工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

### (工事の内容)

1. 施工に先立ち、施工計画書を立案し監督員の承諾を得ること。
2. 高所からの飛来落下、墜落災害防止のため外部足場には養生ネットを設置すること。
3. 足場下部より、第三者が足場内に入らないよう仮囲いを設置すること。
4. 高所作業車での施工時は誘導員、監視員を配置すること。
5. 屋根及び高所での作業は安全帯を確実に使用すること。
6. 施工対象範囲において、腐食や欠損等が確認された場合は、監督員に報告・協議の上、適切に対応すること。

### 施工対象及び所要数量

#### (1) 仮設工事

##### 足場仮設工

区 分	枠組み足場 (掛㎡)	屋根足場 (㎡)	ブラケット足場 (掛㎡)	棚足場 (床㎡)	仮囲い (m)
北側通路	658.13	165.69	-	-	61.21
南側通路	400.86	92.49	-	-	7.99
西側通路	257.74	64.18	193.72	38.87	63.57
合計	1316.73	322.36	193.72	38.87	132.77

#### (2) 防水工事

##### 駅舎外壁シーリング工

区 分	足場上作業 (m)	高所作業車上作業 (m)
駅舎外壁 (西側)	389.49	547.87
駅舎外壁 (南側)	-	871.53
駅舎棲部 (北・南)	-	349.90
E P S	-	30.50
合計	389.49	1799.80

## 外階段通路外壁シーリング工

区 分	ブリッジシール工 (m)	屋根シール工 (m)	内外壁シール工 (m)	E V棟 (m)
北側通路	4.80	345.58	1209.54	277.56
南側通路	3.60	224.24	683.70	-
西側通路	3.00	167.62	510.38	-
合計	11.40	737.84	2403.62	277.56
			3419.02	

### (3) 補修工事

#### 階段部支柱補修塗装

区 分	施工量 (㎡)
北側階段	4.42
南側階段	3.04
西側階段	2.90
合計	10.36

#### (工事時間)

今回の工事に関しては昼間作業部分と夜間作業部分に分かれる。詳細は内容説明書による。

#### (提出書類)

着工及び竣工書類、図面等については、以下のものを提出すること。

##### 着工書類

- ・ 施工計画書及び材料承認願
- ・ 着手届
- ・ 現場代理人選任届
- ・ 主任技術者選任届
- ・ 工事工程表

##### 竣工書類

- ・ 工事完了届
- ・ 工事目的物引渡申出書
- ・ 完成図書（工事写真・竣工図書等）2部

#### (立会検査)

1. 各工程ごとに、工事監督員（又は指定した者）による立会検査を受けること。
2. 材料についても、材料充缶（数量及び検査成績表との適合）、材料空缶（数量確認）検査を受けること。

#### (諸 届)

1. この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。
2. この工事においては、施工管理者（工事管理者）を置かなければならない。  
なお、施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督員の承諾を受けなければならない。
3. その他監督員から指示された書類を提出すること。

(打合せ連絡)

1. この工事の施工については、監督員及び関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
2. 駅舎への作業員等の入出場は、旅客並びに駅業務に支障を与えないよう十分に配慮すること。
3. 昼間作業の着手時と終了時に、券売機のインターホンから駅係員へ必ず連絡すること。  
また、夜間工事については軌道近接での作業の為、監督員立会いの下での作業とする。
4. 作業中に構造物の異常等を発見した場合は、ただちに監督員に連絡すること。

(事故防止)

1. この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。
2. 夜間作業時は、十分に照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑が掛からないようにすること。
3. この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えないよう万全を期すこと。

(騒音防止)

1. この工事にあたっては、騒音規制法に接触しないように騒音防止の措置を講じて作業すること。
2. この工事で使用する発電機については、防音型を使用すること。また、使用する機械についても低騒音型を使用すること。

(監督員の立合い)

監督員が立合いを指示した作業は、監督員の立合いのもとに行わなければならない。

(事故発生の処置)

工事責任者は、作業に関して事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは直ちに関係箇所に連絡してその指示を受けると共に、適宜の処置をとらなければならない。

(後かたづけ)

作業の後かたづけは、当該作業が終了の都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

以 上